

施設管理用カメラの設置及び運用について

(平成23年10月11日 岡都企第236号)

1 目的

岡山市の実施機関が管理する施設管理用カメラ設置施設一覧（別表）に掲げる施設の適正な管理及び個人情報の保護に資することを目的として、施設管理用カメラの設置及びその運用に関し必要な事項を定める。

【説明】

施設管理用カメラにより撮影し、記録された画像データは、当該画像から特定の個人を識別できるものが含まれると考えられるため、「個人情報」ということになる。

個人情報とは、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別できるとなるものを含む。）と定義されている。（「岡山市個人情報保護条例」第2条）

2 定義

- (1) 施設管理用カメラ 施設管理を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像データ 施設管理用カメラにより撮影され、電子記録媒体に記録されたものをいう。
- (3) 実施機関 施設管理用カメラを設置し又は運用しようとする都市整備局所属課及び区役所建設課、維持管理課又は支所産業建設課をいう。

3 管理責任者の設置

- (1) 実施機関は、施設管理用カメラの運用が適正に行われるよう施設ごとに管理責任者を指定するものとする。
- (2) 管理責任者は、施設管理用カメラに関する事務を統括するものとし、施設を管理する担当課の長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にあっては相当する職のものを充てるものとする。

【説明】

「岡山市個人情報保護条例施行規則」の個人情報保護管理責任者等の設置に関する第6条を参考とし、管理責任者は課の長を充てることとした。指定管理者についても実施機関で相当する職にある者を充てるものとする。

4 届出

管理責任者は、施設管理用カメラを新たに運用する場合において、あらかじめ施設管理用カメラ届出書（様式第1号）により都市整備局長に届け出るものとする。また、届け出た事項を変更しようとするとき、又は施設管理用カメラを廃止しようとするときも同様とする。

【説明】

施設管理用カメラ届出書（様式第1号）は、都市企画総務課に提出するものとする。

5 施設管理用カメラの設置及び管理

管理責任者は、つぎに掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 撮影対象区域は、当該施設管理用カメラの設置目的を達成するために必要な範囲内とすること。
- (2) 録画装置については、流出、漏えい、盗難、紛失及びその他の事故が生じないように必要な措置を講じること。
- (3) 撮影対象区域の周辺において施設利用者に施設管理用カメラを設置し及び録画していることが明らかになるよう必要な措置を講じること。

【説明】

施設管理用カメラの機能上、本人からの直接収集、また事前に本人同意を得ての情報収集は困難であるため、カメラの管理者として、撮影対象区域の周辺に施設管理用カメラを設置し、録画していることが明らかになるよう必要な措置（施設の実状に応じて）を講じることとし、施設利用者への情報提供に努めることとした。

6 業務の委託等

- 1) 実施機関は、施設管理用カメラの管理に関する事務の全部又は一部を実施機関以外のものに行わせることができるものとする。この場合においては、契約書及び協定書等において、つぎに掲げる事項を明記しなければならない。
 - (1) 個人情報の機密保持及び事故防止に関する事項
 - (2) 受託者として個人情報の保護義務及び責任に関する事項
 - (3) 受託業務に従事する者の守秘義務に関する事項
 - (4) 再委託の禁止に関する事項
 - (5) 委託目的以外の個人情報の収集、保管及び利用並びに第三者への提供の禁止に関する事項
 - (6) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
 - (7) 個人情報の記録の授受、搬送、保管及び廃棄に関する事項
- 2) 管理責任者は、保有個人情報の取扱いを委託しようとするときは、当該受託者に対し、岡山市個人情報保護条例第24条から第25条までの罰則規定につ

いて、認知させるものとする。

【説明】

「岡山市個人情報保護条例施行規則」の業務の委託に関する第14条を転記している。

7 画像データの管理

管理責任者は、画像データの管理については、つぎに掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 画像データの保管期間は、原則として14日以内とする。
- (2) 画像データは撮影時の状態のまま保存するものとし、編集又は加工をしない。
- (3) 保存期間を経過した画像データは、確実かつ速やかに消去（上書き処理を含む）する。
- (4) 画像データについては、流出、漏えい、盗難、紛失及びその他の事故が生じないように必要な措置を講じる。

【説明】

個人情報を利用目的に照らして不必要に保管しないように保存期間の上限を14日とした。

また、保存期間を経過した画像データは速やかに消去（上書き処理を含む。）することとしたため、14日を経過した画像データは存在しないことになる。

8 画像データの目的外利用及び外部への提供等

- 1) 管理責任者は、施設管理用カメラの設置目的以外の目的に画像データを利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合であって、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は国若しくは他の地方公共団体に提供する場合でその業務の遂行のために必要があると認められるときであって、文書により依頼を受けたとき。
 - (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるとき。
- 2) 前項により画像データを設置目的外の目的に利用し、又は外部に提供を行うときは、施設管理用カメラ画像データ利用提供記録（様式第2号）により記録するものとする。

【説明】

「岡山市個人情報保護条例」の目的外利用及び外部提供の規制に関する第9条の第2項及び岡山市情報公開条例第5条第1項ただし書きを参考に目的外利用及び外部提供できる場合を定めた。